

8 川健障施第 855 号
令和 8 年 8 月 18 日

指定事業者等代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部
障害者施設指導課長

「業務管理体制の整備に関する届出」のオンライン化のご案内

平素より、本市の障害福祉行政に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では障害福祉事業運営の適正化を図るため、川崎市障害者施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱及び川崎市障害児施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱に基づき、業務管理体制の整備に関する届出を求めています。

上記届出につきまして、令和 8 年 9 月から、次のとおり電子申請を可能といたしますので、お知らせいたします。

各事業者様におかれましては、内容をご確認いただき、原則、電子申請での届出にご協力をお願いいたします。

1. 届出方法

(1) オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) での電子申請 (新たな方法)

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/cc54b216-76d9-487a-8d3d-f1b79412395e/start>

QR コード :



(2) 郵送もしくは持参 (従来の方法)

電子申請が難しい場合、下記の宛て先に届け出てください。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 事業者指導担当 宛

2. 対象事業者

業務管理体制の届出先が川崎市である事業者

※届出先が本市以外の場合には、各自治体の届出方法に従ってください。

3. 届出期限

一律の届出期限はございません。各事業者様において届出が必要となる事由が生じた場合には、遅滞なく、本市へ届け出てください。

4. オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）の利用における注意点

（１）初回利用時には、新規登録（**事業者として登録**）が必要となります。

※既に事業者として登録している場合は、既登録のアカウントをご利用いただけます。

（２）**届出様式は Excel ファイル**となります。

あらかじめ様式を取得いただき、様式に必要な事項を入力の上、申請画面へお進みください。

※届出様式の掲載先

障害福祉情報サービスかながわ

> 書式ライブラリ

> 3. 川崎市からのお知らせ

> 1 1. 業務管理体制の整備

> （２）届出様式

URL : <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=297>

（３）届出事項に不備不足がある場合、本市よりオンライン手続かわさきにて「差戻し」を行います。

差戻しがあった場合、修正の上、再度申請ください。

5. その他

業務管理体制の整備及び届出については、障害福祉情報サービスかながわに掲載している解説資料をお読みいただき、各事業者様にて整備が必要な事項、届出先等をご確認ください。

※解説資料の掲載先

障害福祉情報サービスかながわ

> 書式ライブラリ

> 3. 川崎市からのお知らせ

> 1 1. 業務管理体制の整備

> （１）お知らせ・通知等

> 業務管理体制の整備に関する解説資料

URL : <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=296>

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害者施設指導課事業者指導担当

電 話 044-200-0082

FAX 044-200-3932

メール 40sidou@city.kawasaki.jp